

浄化槽法第7条の規定に基づく法定検査の遅延について（お詫び）

平成28年9月6日

公益社団法人

千葉県浄化槽検査センター

千葉県浄化槽検査センターは、浄化槽法第57条の規定に基づき県から検査機関の指定を受け、浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく法定検査を実施する機関です。

今回、浄化槽法第7条の規定に基づく浄化槽の法定検査について、浄化槽管理者様から検査手数料をいただいているにもかかわらず、浄化槽の使用開始後8か月以内の法定検査期間内に検査を行っていない浄化槽が1752基あることを確認いたしました。

検査遅延の不祥事を起こし、検査をお申しいただいた皆様を始め県民の皆様方に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

当検査センターは、事態を重く受け止め、職員一同全力で問題の早期解決と再発防止に努めてまいります。

#### 1 経緯

平成28年4月、検査を依頼された浄化槽管理者様から「検査に来ない」とのお問い合わせをいただき、状況を調査したところ、第7条の規定に基づく検査について使用開始後8か月以内という法定検査期間を超える検査遅延が発生していました。

平成28年7月5日、11日及び8月9日に県の立入検査を受けた結果、浄化槽管理者様から既に検査手数料をいただいている第7条の規定に基づく検査の中に、法定検査期間内に検査を行っていない浄化槽があることを確認しました。

遅延基数は1752基、お預かりしている金額は1762万9千円です。

#### 2 遅延原因

原因につきましては、さらに究明してまいります。検査のご依頼をいただいた県民の方と連絡が取りにくく、検査日程の調整に時間を要するもの等を後回しにし、放置していたものが累積したことが原因と考えています。

検査をお申しいただいた皆様に多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありません。

#### 3 対応

検査遅延となった浄化槽管理者様へのご連絡と検査を開始していますが、問題の早期解消に向けさらに全力を尽くしてまいります。

#### 4 お問い合わせ先

公益社団法人千葉県浄化槽検査センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

電話 043(246)6273